○財務省告示第九十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　財務大臣　片山さつき

本文第一号の二中「又は専門課程」を「、専門課程又は専攻科の課程」に改め、同号イ中「専攻科」を「別科」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程又は同法第百二十五条の二第一項に規定する専攻科の課程（それぞれこれらの修業期間を通ずる単位数が六十二単位以上であるものに限る。以下「専門課程等」という。）

本文第二号及び第二号の二中「専門課程」を「専門課程等」に改める。

○財務省告示第九十四号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和五年三月財務省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　財務大臣　片山さつき

本文中「専攻科」を「別科」に、「授業時間数が三千四百時間」を「単位数が百二十四単位」に改める。

別記様式一（備考）２(5)中「授業時間数が3,400時間」を「単位数が124単位」に改める。

○経済産業省告示第五十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イの規定に基づき、指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日　経済産業大臣　赤澤　亮正

租税特別措置法施行規則第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イに規定する指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件

租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イに規定する経済産業大臣が定める要件は、次に掲げるいずれにも該当することとする。

一　大学等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第三項第二号又は第二十七条の五第二項第二号に規定する大学等をいう。以下同じ。）が産学連携本部（共同研究等（大学等と個人若しくは法人が共同して行う試験研究又は個人若しくは法人の委託を受けて大学等が実施する試験研究をいう。以下同じ。）について個人又は法人と協議しその内容を定め、当該共同研究等に係る契約又は協定の締結事務及び当該共同研究等に係る経理事務を実施する組織をいう。以下同じ。）を設置しており、かつ、当該産学連携本部が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　共同研究等を行おうとする個人又は法人のための相談窓口（その行おうとする共同研究等について当該個人又は法人と協議しその内容を定める業務を行う部署をいい、当該業務に関し三年以上の経験を有する者が配置されているものに限る。）が設置されており、かつ、当該相談窓口が設置されていることについて広く公表されていること。

ロ　共同研究等に係る契約又は協定の締結事務に従事する者が三名以上配置されていること。

ハ　共同研究等に係る経理事務に専ら従事する者が配置されていること。